

熊本県山鹿市水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県 山鹿市

事 業 名 : 山鹿市水道事業 (法適用)

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 25 年 12 月 19 日	計画給水人口	30,200 人
法適 (全部・財務) ・ 非 適 の 区 分	法適用	現在給水人口 (H30)	28,122 人
		有収水量密度 (H30)	51 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	表流水 , ダム , 伏流水 , <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 , 受水 , その他 (複数選択可)		
施設数 (H30)	浄水場設置数	7	管路延長 (H29) (導水管・送水管・配水管) 214.00 千 m
	配水池設置数	5	
施設能力	10,564 m^3 /日	施設利用率 (H30)	48.6% %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	10 m^3 使用分の水量を含めた基本料金 (10%税込855円) と従量料金を設定しています。従量料金については、1 m^3 につき10%税込165円となっています。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 21 年 4 月 1 日

④ 組織

【組織体制】

本市の水道課の組織は、業務係、工務係の2係で構成され、令和元年度時点では、事務職5名、技術職4名の計9名で運営・管理を行っています (図1-1)。職員数は平成21年度から平成26年度の間に1名減少してからは、職員数に変化はありません。

【年齢構成】

職員の平均年齢は、事務系が50代、技術系が40代となっています。経験年数が5年以上の職員は事務系および技術系で1人であり、経験年数の差が大きくなっています。(図1-2)。

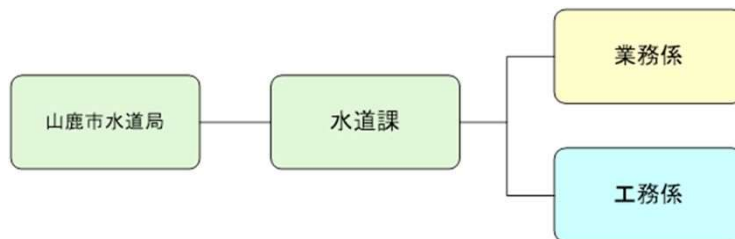


図1-1 本市水道課組織体制図

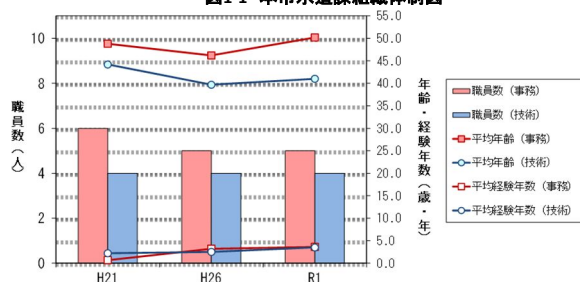


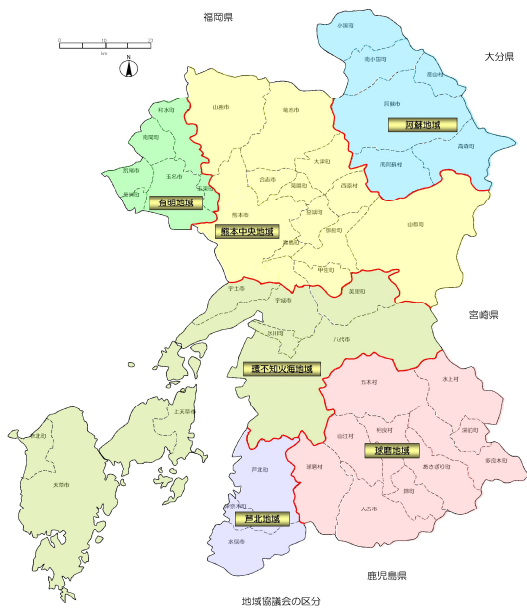
図1-2 5年毎の職員数・平均年齢・平均経験年数の推移(水道課)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

【民間活力の活用】
本市では、一部の業務を民間委託しており、民間の力を活用した事業運営を実施しています。今後は、より一層の効率化を図るために、業務範囲を拡大した包括委託等、様々な官民連携の可能性について、模索していきます。

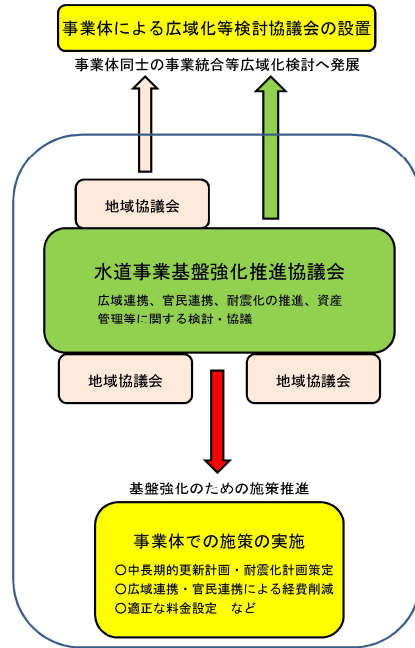
【広域連携に関する取り組み】
水道事業における広域連携は、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域毎の水道の実情に応じて、事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化や施設の共同化等の多様な形態が推進されています。水道の広域連携により期待される効果は、水需給の不均衡解消や、施設利用の効率性向上、施設整備水準の平準化などが挙げられ、これらにより、水道事業における運営基盤強化が期待されます。

熊本県では、市町村等の実施する水道事業の基盤強化を推進し、水道水の将来にわたる安定的な供給を図るため、「熊本県水道事業基盤強化推進協議会」を設立し、県内を6ブロックに分けた地域協議会を設置し、協議・検討が行われています。本市は、「熊本中央地域協議会」に属しており、この協議等を通じて、広域連携について、慎重に検討していきます。



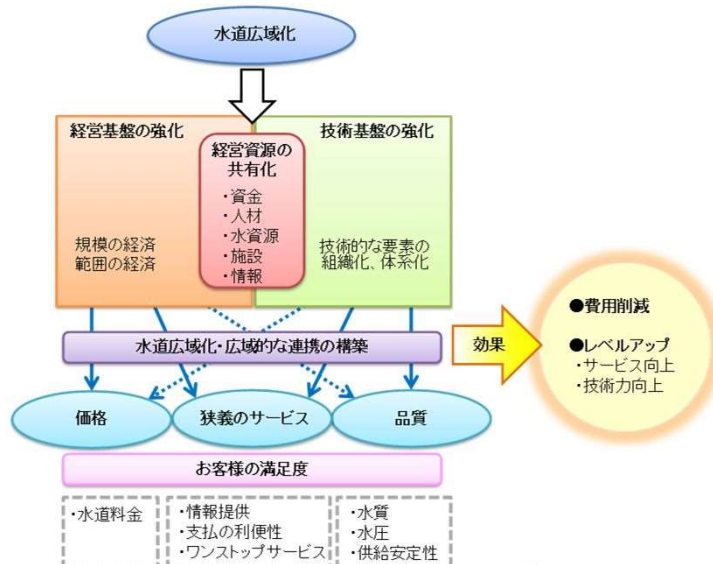
出典)「熊本県水道事業基盤強化推進協議会設置要綱」

図2-1 熊本県広域化におけるブロック



出典)「熊本県水道事業基盤強化推進協議会設置要綱」

図2-2 水道事業基盤強化推進協議会の役割



出典)水道広域化検討の手引き(日本水道協会)

図2-3 水道広域化と期待される効果のイメージ

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

経営比較分析表を別紙1のとおり添付します。

評価期間は、総務省が公表する経営比較分析表（平成31年度版）に整理されている平成26年度から平成30年度とします。

【経営の健全性の指標】

① 経常収支比率（％）（望ましい向き「↑」）【算定式】＝（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）×100

・ 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものです。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、100％未満であることは、経常損失が生じていることを意味します。

・ 本市は、経年的に100％を超えています。全国類似団体平均値と同等、あるいは下回っています。

② 累積欠損金比率（％）（望ましい向き「↓」）【算定式】＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100

・ 営業収益に占める累積欠損金の割合を示すもので、経営状況が健全な状態にあるかどうかを見る際の代表的な指標です。この比率は、営業活動で生じた欠損（赤字）のうち、繰越利益剰余金（前年度以前に生じた利益で今年度に繰り越したもの）や利益積立金（前年度以前に生じた利益を積み立てたもの）などで埋め合わせできなかった欠損額が累積したものです。

・ 本市は直近5年間で累積欠損金は発生していないため、近年の経営状況は良好な状況です。

③ 流動比率（％）（望ましい向き「↑」）【算定式】＝流動資産／流動負債×100

・ 流動負債（事業の通常の取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務）に対する流動資産（現金・預金のほか、原則として1年以内に現金化される債権など）の割合を示すものであり、短期債務に対する支払い能力を表します。通常100％以上であることが必要とされ、100％を下回っていれば不良債務が発生していることとなります。

・ 本市では、100％以上を維持しており、支払い能力は十分備わっていると見えます。

④ 企業債残高対給水収益比率（％）（望ましい向き「↓」）【算定式】＝企業債残高／給水収益

・ 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高が経営に与える影響からみた財務状況の安全性を示すものです。この割合が小さいほど、資金調達の際の企業債への依存度は低く、給水収益等、自己資金調達による度合いが高いため、経営状態の安全性は高いといえます。

・ 給水収益あたりの企業債の借入れは全国類似団体平均値を上回っている状況が続いています。これは、水源地・配水池整備や給水区域拡張工事において企業債を多く活用したためです。

今後の事業運営において、償還が進めば数値は低下していきませんが、適切な収支バランスを保つようにする必要があります。

【経営の効率性の指標】

① 料金回収率（％）（望ましい向き「↑」）【算定式】＝供給単価／給水原価×100

・ 給水原価に対する供給単価の割合を表すもので、事業の経営状況の効率性を示す指標の一つです。この比率が100％を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入で賄われていないことを意味します。

・ 本市の料金回収率は、経年的に100％を下回っており、給水に係る費用を給水収益で賄えていない状況です。今後も維持管理費のより一層の経費削減に努めるとともに、適正な料金水準の検討を行います。

② 給水原価（円／m³）（望ましい向き「↓」）

【算定式】＝{経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）}／有収水量

・ 有収水量1m³当たり、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、低い方が望ましい指標といえます。ただし、全国各地をみても保有する水源や浄水処理すべき原水水質など条件は多種多様であり、それぞれの事業環境による影響を受けるため、給水原価の水準だけでは経営の優劣を判断することは難しいとされています。

・ 本市の給水原価は全国類似団体平均値を下回っており、良好な状態です。

③ 施設利用率（％）（望ましい向き「↑」）【算定式】＝（1日平均給水量／1日給水能力）×100

・ 1日当たりの給水能力に対する1日平均給水量の割合を示すもので、水道施設の利用状況を判断する指標です。この比率が大きいほど効率的な施設運転を実施しているといえます。水道事業のように季節的な需要変動がある事業は、最大稼働率（1日給水能力に対する1日最大給水量の割合）や負荷率（1日最大給水量に対する1日平均給水量の割合）にも着目する必要があります。

・ 本市の施設利用率は、直近5年間で、全国類似団体平均値を下回っていますが、ほぼ横ばいで推移しています。今後、人口の減少と共に水需要量も減少することが予想されるため、今後の施設更新にあたっては、ダウンサイジングなど検討する必要があります。

④ 有収率（％）（望ましい向き「↑」）【算定式】＝（有収水量／給水量）×100

・ 年間の給水量に対する料金徴収の対象となった有収水量の割合を示すもので、施設の稼働状況が収益につながっているかどうかを把握できます。この指標値が低い場合、漏水が多いこと、給水メータが不感、消防用水の使用頻度が多いこと等、いくつかの要因が考えられます。

・ 本市の有収率は、経年的に全国類似団体平均値を上回っており、適切な維持管理ができていると考えられます。今後も計画的に老朽管の更新を進める必要があります。

【老朽化の状況の指標】

① 有形固定資産減価償却率（％）（望ましい向き「↓」）【算定式】＝有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

・ 償却対象の有形固定資産における減価償却済資産の割合を示すもので、この比率によって減価償却の進み具合や資産の経過状況を把握することができます。

・ 本市の有形固定資産減価償却率は、全国類似団体平均値より下回っていますが、微増傾向にあります。

② 管路経年化率（％）（望ましい向き「↓」）【算定式】＝（法定耐用年数を超えた管路延長／管路総延長）×100

・ 管路総延長に対する法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示すもので、老朽化している管路の布設割合を把握することができます。

・ 本市の管路経年化率は、経年的に全国類似団体平均値より高い比率ですが、今後は老朽管となる管路が増加することが予想されます。そのため、これからも、計画的に老朽管更新に取り組んでいく必要があります。

③ 管路更新率（％）（望ましい向き「↑」）【算定式】＝（更新された管路延長／管路総延長）×100

・ 管路総延長に対する、1年間に更新された管路延長の割合を示すもので、既設管路の耐震化や高機能化を目的として老朽管更新の実施状況を把握することができます。

・ 本市は、平成29年度以降、全国類似団体平均値を上回っています。今後は老朽管となる管路が増加するため、計画的に更新を進めていく必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本市の給水人口は、令和2年度に簡易水道事業と統合を予定しているため、令和2年度に31,379人になると予測しています。しかしその後は、減少傾向であり、令和22年度には26,461人となる予測です（コーホート法による予測）。

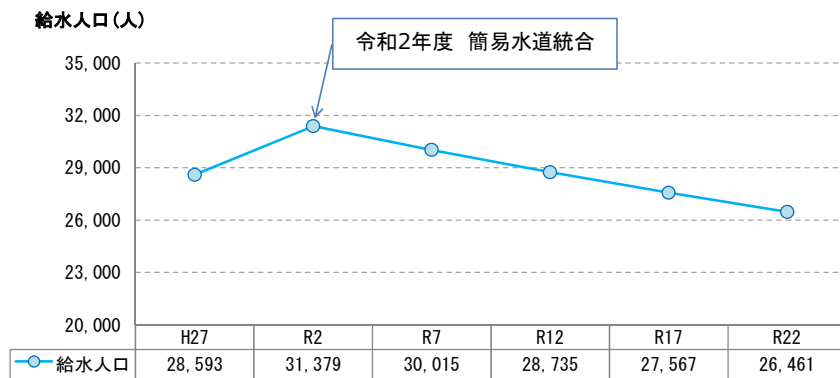


図2-1 給水人口の見通し

(2) 水需要の予測

【給水量の見通し】

給水量は、令和2年度の簡易水道統合により給水人口の増加に伴い、一時的に増加傾向となっていますが、それ以降、減少傾向となっています。

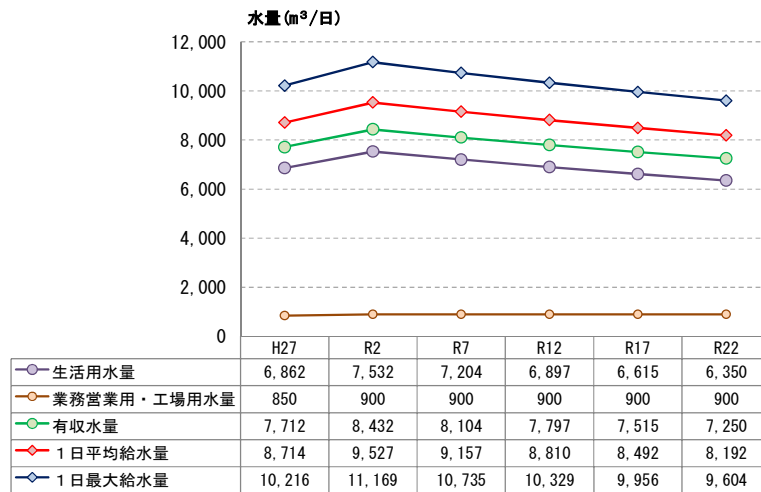


図2-2 給水量の見通し

(3) 料金収入の見通し

本市の料金収入の見通しは、推計した有収水量に平成30年実績の供給単価を乗じることにより、試算しています（図2-4）。本市は、令和2年度の簡易水道との統合により、令和2年度に給水収益が約4億円まで増加しますが、その後、給水人口の減少に伴い、給水収益も減少し、令和22年には約3.4億円となる見通しです。将来においては、施設整備に伴う支出がさらに増加することも考えられるため、適正な水道料金水準を検証し、収支バランスを保つことが重要です。

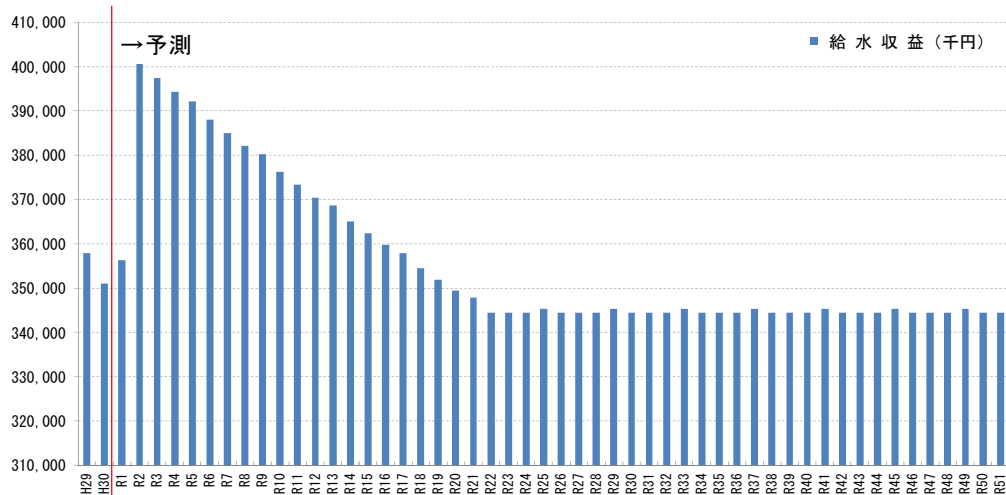


図2-4 給水収益の見通し

(4) 施設の見通し

【現有資産の状況】

本市の上水道及び簡易水道を合わせた取得資産のうち、構造物及び設備はデフレータを用いて現在価格とし、管路資産は固定資産台帳の布設延長を布設替えした場合の金額を算出した結果、現有資産全てを更新するには、約150億円が必要となります。現有資産の工種内訳（図2-5）は、管路が約120億円（78%）と大部分を占めており、次に土木が約14億円（10%）、電気設備が約7.4億円（5%）、計装設備が約6.6億円（4%）、建築構造物が約3.2億円（2%）、機械設備が約1.8億円（1%）という状況です。

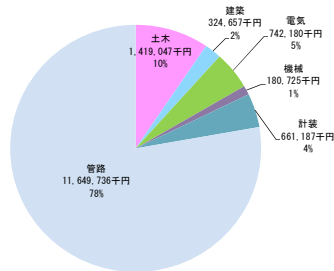


図2-5 本市の現有資産状況
(平成30年度基準現在価値額:千円)

【資産健全度の見通し】

既存の水道施設を更新しなかった場合、現有資産の健全度が将来どの程度低下していくかを把握した結果を以下に示します。構造物及び設備全体については、令和元年度時点で老朽化資産が約3%を占めており、今後、更新を行わない場合、徐々に経年資産及び老朽化資産が増加し、令和22年度以降には、経年資産及び老朽化資産が過半数を占める見通しです（図2-6）。

これらの内、建築や土木施設は耐用年数が長いため、令和46年度頃より、老朽化資産が増えてきますが（図2-7、2-8）、耐用年数の短い機械、電気、計装設備については、既に経年資産及び老朽化資産が大部分を占めているため（図2-9、2-10、2-11）、10年後には、ほとんどの資産が老朽化資産になることが見込まれます。管路については令和30年度頃より、大部分が老朽化管路になる見通しです。

よって、長寿命化に向けて適切な維持管理に取り組みながら、計画的に更新を進めていくことが必要と考えています。

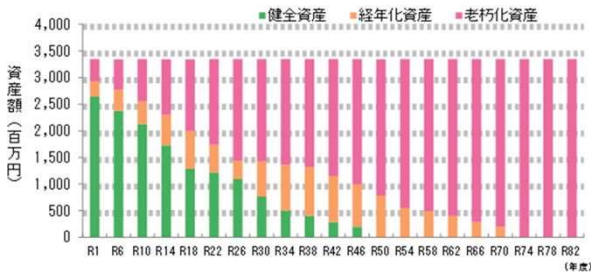


図2-6 資産健全度の見通し(構造物及び設備)



図2-7 資産健全度の見通し(建築)

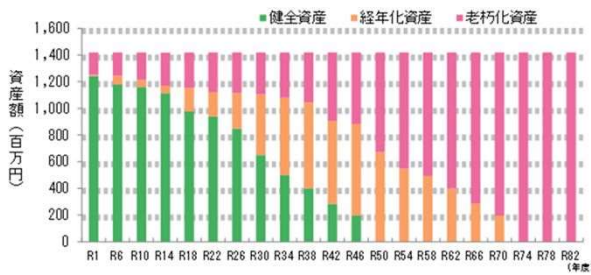


図2-8 資産健全度の見通し(土木)

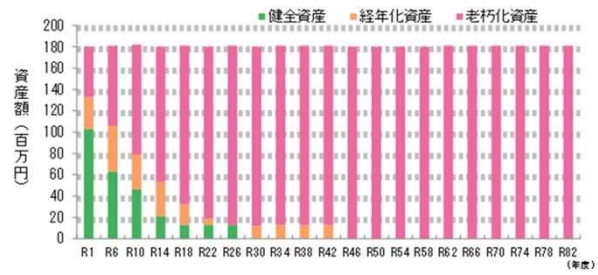


図2-9 資産健全度の見通し(機械設備)

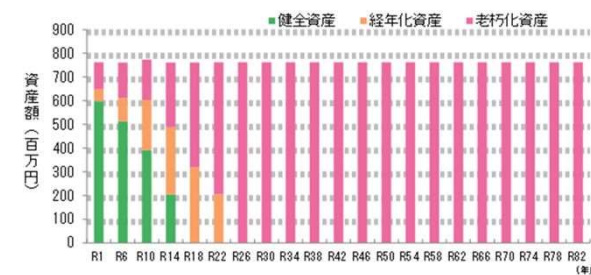


図2-10 資産健全度の見通し(電気設備)

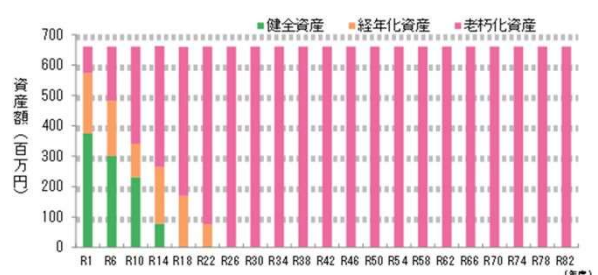


図2-11 資産健全度の見通し(計装設備)



図2-12 資産健全度の見通し(管路)

【更新需要の見通し】

① 将来の更新需要の考え方

厚生労働省では、将来の事業環境を見据えた持続的な水道事業を実現させる方策の一つとして、「アセットマネジメント（資産管理）」の実践を推奨しています。水道事業におけるアセットマネジメントとは、水道施設の現状（建設からの経過年数、耐震性の有無等）を把握し、適切な水道施設の機能を維持するために、将来的に必要とされる施設の更新時期や、更新事業を行うための財政収支等、水道施設のライフサイクル全体における見通しをたてることです。

将来においては、老朽化した水道施設の更新に莫大な費用が必要となります。このような費用の増加に対しては、効率的な更新計画のもと、財政収支を見通した持続可能な事業運営を行っていかねばなりません。50年後、100年後にも安全で安心な水道水を安定的に供給するためには、アセットマネジメントを活用した適切な施設管理が求められています。

ここでは、アセットマネジメント簡易支援ツール（厚生労働省：平成26年4月）を用いて、将来100年間における更新費用の見通しを把握します。

② 施設を長寿命化利用して更新する場合の更新需要

単純更新ケース（法定耐用年数通りの更新）の更新需要は、今後100年間で約34,152百万円であり、50年間で約16,274百万円必要となります（図2-13）。これに対して、長寿命化ケース（各工種毎の目標耐用年数で更新）の更新需要は、今後100年間で約25,499百万円であり、50年間約9,127百万円となるため、単純更新ケースから8,653百万円抑制することが可能となります（図2-14）。

よって、水道施設の長寿命化を推進することは、更新需要を大幅に抑制することとなり、財政負担軽減に向けた効果的な取り組みです。ただし、長寿命化の実施については、施設重要度や優先度を考慮した更新整備と共に、日頃より適切な維持管理が求められることから、これらを意識した整備計画、維持管理体制を構築した上で、アセットマネジメントを実施していきます。

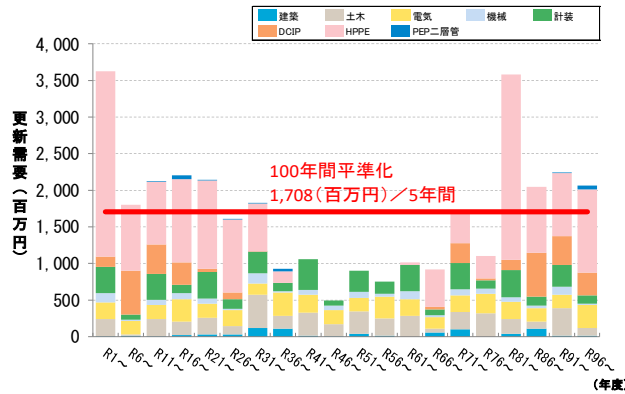


図2-13 更新需要(単純更新ケース)

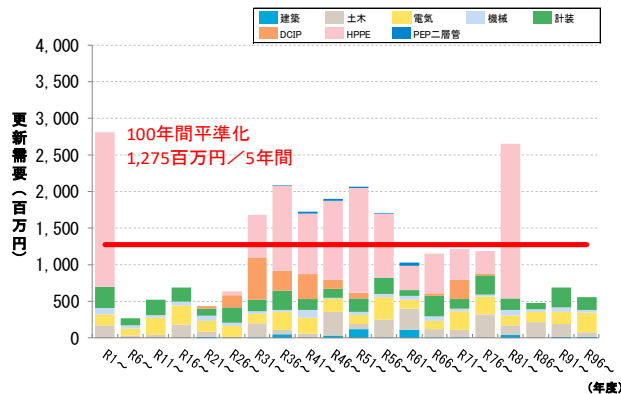


図2-14 更新需要(長寿命化ケース)

(5) 組織の見通し

将来においては、現在最も多くの割合を占めている40代ベテラン職員の退職により、職員数の減少と共に、水道業務経験年数の低下が見込まれます。そのため、熟練職員からの技術継承や、水道技術及び知識を有する専門職員の確保に努め、維持管理体制を強化していくことが必要となります。

今後は最適な組織体制についても検討を行い、必要に応じて、民間活力の活用を検討していきます。

3. 経営の基本方針

【経営理念】

本市水道事業は「安全で良質な水道水の供給と安定した（持続可能な）事業経営」という基本理念のもと、安全・強靱・持続の観点から「安心で安定的な水道水供給」「災害に強い水道施設」「持続可能な事業経営」という理想像を掲げ、安定した事業運営に努めます。

【経営方針】

基本理念にもとづく将来像実現のためには、水道ビジョンで抽出している推進方策を着実に実行していくことが重要であり、それには、これらの推進方策を確実に実施できる安定した経営基盤が必要です。

そこで、本市は、今後厳しくなることが想定される財政状況を踏まえ、次の事項を経営方針として、水道ビジョンで掲げる推進方策を確実に実施していくこととします。

- ・ 経営の効率化・健全化に努めること
- ・ 事業運営基盤の強化、組織・体制の充実を図ること

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安全で良質な水道水の供給と安定した(持続可能な)事業運営
-----	------------------------------

事業計画は、表4-1に示すとおりであり、各事業計画の概要は、下記に示すとおりです。

【配水系統の見直し】

- ・老朽化が進行している中配水池の廃止及び津留配水池の滞留時間改善のため、他の配水系統との再編を行います。

【新規水源の開発】

- ・配水区域再編に伴い、新規水源の開発を行います。

【老朽化施設の更新及び耐震化】

- ・電気・機械設備に関しては、日頃のメンテナンスを着実にを行い、施設の長寿命化(耐用年数×1.3倍)を図りながら、更新整備を進めます。
- ・土木・建築施設に関しては、施設統廃合を考慮した上で、(耐用年数×1.5倍)更新整備を進めます。
- ・管路に関しては、将来にわたって増加していく老朽管を効率的に更新整備していくために、管種毎に目標耐用年数を設定し、布設年度、災害時の重要拠点への配水ルートを考慮した総合的な視点に基づき、着実に耐震化整備を進めていきます。

表4-1 事業計画

具体的施策	短期					中期					長期										
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
新規 福原水源				➔																	
新規 才野水源								➔													
新規 配水区域再編 中村送水管						➔															
更新 建築物・電気・機械											➔										
更新 管路	➔																				

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	事業収入による持続可能な水道事業の経営を目指し、水需要動向や更新・耐震化事業などを踏まえた計画を立案し、整備・更新の財源確保の検討や経費削減等に努め、事業経営の安定化を図ります。
-----	---

【主な財源確保の取り組み】

●収益的収入

(1) 給水収益：

前述の「2. 将来の事業環境（3）料金収入の見通し」に記載したとおり、給水収益は、給水人口の減少に伴い、減少する予測です。しかし、既存設備の更新や老朽化配水池の廃止に伴う、配水区域再編のため新たな施設整備が必要となり、これまで以上に施設整備への投資が必要となることから、支出の大幅な増加が見込まれます。

そのため、これらの事業を着実に実施できる財源を確保するために、収益の大部分を占める水道料金を適正な価格に設定した上で、将来にわたって安定した経営を行っていきます。

(2) 繰入金：本市では簡易水道統合後は簡易水道分発行済み企業債の支払利息を設定します。

●資本的収入

(1) 企業債：事業計画の30～70%を起債する予定です。

(2) 国庫補助：水道施設耐震化事業や老朽化施設更新などの事業を着実に推進するために、厚生労働省が所管する国庫補助制度（生活基盤施設耐震化等交付金など）を有効活用し、財源確保に努めます。

(3) 繰入金：本市では簡易水道統合後は簡易水道分発行済み企業債の元金償還額を設定します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【財政計画における営業費用の積算の考え方について】

(1) 職員給与費：令和元年度予算値より以下の3つの項目に分けます。

・人件費は、令和元年度予算値をもとに給与費の単価を設定し、職員数を乗じて計算します。簡易水道統合に合わせ、令和2年度の職員数を2名増加し、それ以降の職員数は一定とします。

・手当は、令和元年度予算とします。

・賞与引当金繰入額は、下表に示すように平成29・30年度及び令和元年の給料・手当に対する割合を算出し、平均値11.4%を給料手当に乗じて算出します。

表4-2(1) 賞与引当繰入額割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計
給料・手当	41,190	41,679	41,979	124,848
賞与引当金繰入額	4,513	4,712	5,002	14,227
	10.96%	11.31%	11.92%	11.40%

・法定福利費は、下表に示すように平成29・30年度及び令和元年の給料・手当に対する割合を算出し、平均値21.94%を給料手当に乗じて算出します。

表4-2(2) 法定福利費額割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計
給料・手当	41,190	41,679	41,979	124,848
法定福利費	8,998	8,796	9,599	27,393
	21.85%	21.10%	22.87%	21.94%

・退職給与引当金繰入額は、下表に示すように平成29・30年度及び令和元年の給料・手当に対する割合を算出し、平均値15.62%を給料手当に乗じて算出します。

表4-2(3) 退職給与引当金繰入額割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計
給料・手当	41,190	41,679	41,979	124,848
退職給与引当金繰入額	5,000	2,500	12,000	19,500
	12.14%	6.00%	28.59%	15.62%

(2) 動力費：平成30年度決算値をもとに動力費単価（動力費／年間給水量）を算出し、これを将来の年間給水量（1日平均給水量を年間あたりに換算した水量）に乗じて算出します。

(3) 薬品費：平成30年度決算値をもとに薬品費単価（薬品費／年間給水量）を算出し、これを将来の年間給水量（1日平均給水量を年間あたりに換算した水量）に乗じて算出します。

(4) 修繕費：令和元年度予算値をもとにしています。

(5) 委託料：令和元年度予算値をもとにしています。

投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	一部の業務を委託していますが、今後は包括的委託等をはじめ、様々な民間委託の可能性を模索していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後の水需要量、水質変化に応じて、統廃合を図っていきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	現在検討中の具体的な取り組みは特にありません。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	アセットマネジメントの考えに基づき、各工種別に設定した目標耐用年数での更新計画を検討中です。特に、設備においては長寿命化を図るため、今後、より細やかな維持管理体制を構築し、管理していきます。
広域化	本市は、県の広域化連携の方針のもと、熊本中央地域の事業者と協議を行い、効率的な事業運営につながるよう積極的に検討を進めていきます。
その他の取組	現在検討中の具体的な取り組みは特にありません。

② 財源について検討状況等

料 金	令和4年度に15%の改定、令和9年度に10%の料金改定が必要な見込みになっています。ただし、今後も事業コストの削減に取り組み、改定率が抑制できるよう、取り組むものとします。
企業債	将来の利用者の負担が過大とならないよう、企業債残高や内部留保金に留意し、適切な起債率を設定します。
繰入金	統合する簡易水道施設の建設にかかる発行済企業債の元金償還及び利息の負担に対しては、公営企業拠出金の通知に基づき、一般会計からの基準内繰入金金の活用を積極的に検討します。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現在検討中の具体的な取り組みは特にありません。
その他の取組	収支計画においては、経費の節減や水道料金の徴収率向上に努めることを前提として、収支状況を把握しながら、水道料金の見直し検討を行い、水道料金の適正化を図っていきます。その他にも、使用中止となっている水源地の土地を有効活用する方法等も検討します。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	適切な委託範囲について、人材確保の可否と、民間委託による費用対効果を総合的に検討していきます。
修繕費	既存施設の長寿命化を図るため、適切なメンテナンスに努めます。
動力費	更新に合わせて高効率な施設を採用するなど、動力費の削減に努めます。
職員給与費	現在検討中の具体的な取り組みは特にありません。
その他の取組	現在検討中の具体的な取り組みは特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本経営戦略は、令和元年度の上水道事業の経営戦略として作成しています。しかし、令和2年度に簡易水道との統合が予定されているため、財政に関する計算については、統合後の経営に関する情報で記入しています。今後も定期的に財政収支(収益的収支・資本的収支・資金残高)の見直しを把握し、健全経営が困難な場合は、支出の削減や収入の確保に関する施策を検討する等、適宜見直しを図ります。
-------------------------	---